

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2025年4月9日提出

【発行者名】 PayPayアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 明丸 大悟

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地

【事務連絡者氏名】 岩井 章悟
連絡場所 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地

【電話番号】 03-6275-0936

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 PayPay投資信託インデックス 世界株式

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 10兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出致しましたので、2024年10月15日付をもって提出した有価証券届出書（以下、「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、またその他の情報に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

＜訂正前＞

（省略）

ファンドの特色

（省略）

上記は2024年8月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（省略）

＜訂正後＞

（省略）

ファンドの特色

（省略）

上記は2025年1月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（省略）

（3）【ファンドの仕組み】

＜訂正前＞

（省略）

委託会社等の概況（2024年8月末日現在）

a．資本金の額

資本金の額は金95百万円です。

（省略）

c．大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
Zフィナンシャル株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	402,286株	87.2%
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	58,925株	12.8%

所有株式数、比率にはZフィナンシャル株式会社が所有するA種種類株式（209,424株）を含みます。当該A種種類株式を除く普通株式の比率は、Zフィナンシャル株式会社76.6%、アセットマネジメントOne株式会社23.4%となります。

< 訂正後 >

(省 略)

委託会社等の概況（2025年1月末日現在）

a . 資本金の額

資本金の額は金420百万円です。

(省 略)

c . 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	2,308,059株	77.1%
Zフィナンシャル株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	684,544株	22.9%

所有株式数、比率にはアセットマネジメントOne株式会社が2,115,967株、Zフィナンシャル株式会社が491,682株を保有するA種種類株式を含みます。当該A種種類株式を除く普通株式の比率は、Zフィナンシャル株式会社50.1%、アセットマネジメントOne株式会社49.9%となります。

2【投資方針】

（3）【運用体制】

<訂正前>

（省 略）

上記は2024年8月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

（省 略）

上記は2025年1月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3【投資リスク】

<訂正前>

（省略）

(2) 投資リスクの管理体制

（省略）

上記は2024年8月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

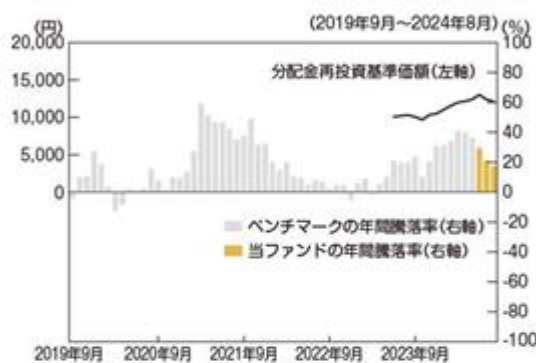
(参考情報)

2. 投資リスク

参考情報

下記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。左のグラフは、過去5年間の当ファンドの年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。右のグラフは、過去5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算したものであり、実際の基準価額と異なる場合があります。分配金再投資基準価額は設定日の属する月の月末より表示しています。
- * 当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づき計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。当ファンドの年間騰落率は、過去5年間分のデータがないため、算出可能な期間についてのみ表示しています。ファンドの年間騰落率がない期間については、ベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。
- * 各資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数>

- 日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株……MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債……NOMURA-BPI国債
- 先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

* 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースで表示しています。

* 各指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は以下の通り帰属します。

指数	帰属
東証株価指数	株式会社東京証券取引所
MSCIコクサイ・インデックス	MSCI Inc.
MSCIエマージング・マーケット・インデックス	MSCI Inc.
NOMURA-BPI国債	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
FTSE世界国債インデックス	FTSE Fixed Income LLC
JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	J.P.Morgan Securities LLC

<訂正後>

（省略）

(2) 投資リスクの管理体制

（省略）

上記は2025年1月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

2. 投資リスク

参考情報

下記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。左のグラフは、過去5年間の当ファンドの年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。右のグラフは、過去5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算したものであり、実際の基準価額と異なる場合があります。分配金再投資基準価額は設定日の属する月の月末より表示しています。
- * 当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づき計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。当ファンドの年間騰落率は、過去5年間分のデータがないため、算出可能な期間についてのみ表示しています。ファンドの年間騰落率がなし期間については、ベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。
- * 各資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数>

- 日本株……東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
- 先進国株……MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債……NOMURA-BPI国債
- 先進国債……FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

※ 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースで表示しています。
 ※ 各指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は以下の通り帰属します。

指数	帰属
東証株価指数	株式会社東京証券取引所
MSCIコクサイ・インデックス	MSCI Inc.
MSCIエマージング・マーケット・インデックス	MSCI Inc.
NOMURA-BPI国債	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
FTSE世界国債インデックス	FTSE Fixed Income LLC
JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	J.P.Morgan Securities LLC

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

(省略)

個人、法人別の課税の取扱いについて

a. 個人の受益者に対する課税

1. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用があります。)を選択することもできます。

(省略)

<訂正後>

(省略)

個人、法人別の課税の取扱いについて

a. 個人の受益者に対する課税

1. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除は適用されません。)を選択することもできます。

(省略)

5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」につきまして、以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

以下は2025年1月31日現在の運用状況です。また、「投資比率」とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	アメリカ	277,069,051	97.40
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	7,390,850	2.60
合計(純資産総額)	-	284,459,901	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価		時価		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	アメリカ	投資信託受益証券	バンガード・トータルストックマーケット・ETF	3,877	42,981.51	166,639,307	46,359.11	179,734,284	63.18
2	アメリカ	投資信託受益証券	SPDR ポートフォリオディベロップドワールド(米国を除く)・ETF	12,740	5,575.72	71,034,725	5,558.71	70,817,938	24.90
3	アメリカ	投資信託受益証券	SPDR ポートフォリオエマージングマーケット・ETF	4,396	5,988.87	26,327,084	6,032.04	26,516,829	9.32

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.40
合計	97.40

【投資不動産物件】

該当事項はございません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はございません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2025年1月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間	年月日	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末	(2024年7月16日)	233	233	1.3216	1.3216
	2024年1月末日	94	-	1.1023	-
	2月末日	121	-	1.1539	-
	3月末日	146	-	1.1989	-
	4月末日	157	-	1.2156	-
	5月末日	184	-	1.2404	-
	6月末日	207	-	1.3026	-
	7月末日	221	-	1.2386	-
	8月末日	236	-	1.2136	-
	9月末日	235	-	1.2314	-

10月末日	247	-	1.3152	-
11月末日	246	-	1.3156	-
12月末日	264	-	1.3640	-
2025年1月末日	284	-	1.3664	-

(注) 純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

【分配の推移】

計算期間	収益率(%)
第1期	0.0000

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1期	32.2
第2期(中間期)	1.9

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1期	258,850,964	82,068,561	176,782,403
第2期(中間期)	103,270,423	79,886,051	200,166,775

(注1) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

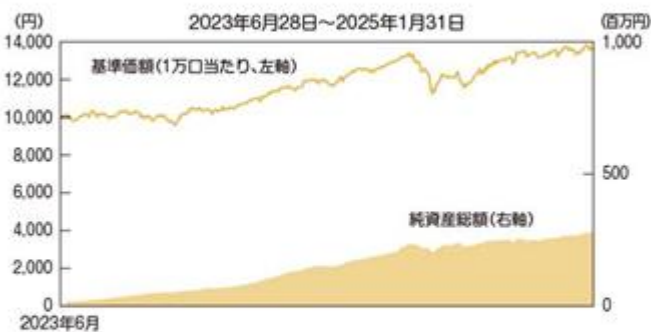
(注2) 第1期の設定口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

(参考情報)

3. 運用実績

データは2025年1月末日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬等控除後のものです。

分配の推移

決算期	分配金
第1期(2024年7月16日)	0円
第2期(2025年7月15日)	-
第3期(2026年7月15日)	-
第4期(2027年7月15日)	-
第5期(2028年7月18日)	-

設定来累計 0円

※分配金は、1万口当たり、税引きの値を記載しています。

＜基準価額・純資産総額＞

基準価額	13,664円
純資産総額	284百万円

主要な資産の状況

◆ポートフォリオの状況

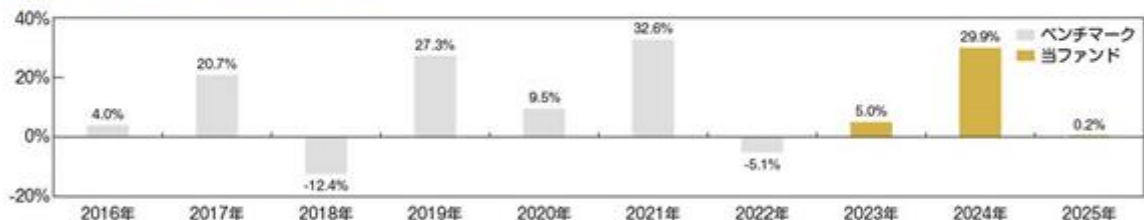
資産の種類	比率(%)
投資信託受益証券	97.4
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	2.6
合計(純資産総額)	100.0

◆組入銘柄の状況

銘柄名	国・地域	比率(%)
バンガード・トータルストックマーケット・ETF	アメリカ	63.2
SPDR ポートフォリオディベロップドワールド(米国を除く)・ETF	アメリカ	24.9
SPDR ポートフォリオエマージングマーケット・ETF	アメリカ	9.3

※比率は、純資産総額に対する評価額の割合を記載しています。

年間収益率の推移



※当ファンドのベンチマークは「FTSEグローバル・オールキャップ・インデックス(配当込み、円ベース)」です。

※2022年まではベンチマークの年間収益率です。当該ベンチマークの情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※2023年は設定日(2023年6月28日)から年末までの騰落率、2025年は2025年1月末日までの当ファンドの騰落率を記載しています。

※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

(参考情報)ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.38%	0.06%	1.32%

※対象期間は2023年6月28日～2024年7月16日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。

※「ファンドの総経費率」には、ファンドが組み入れている投資信託証券の運用管理費用(約0.0339%)は含まれておりません。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（省 略）

(5) 当ファンドの受益権の取得申込みは、毎営業日に販売会社において受付けます。ただし、取得申込日がニューヨークの銀行もしくはニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、原則として受益権の取得申込みの受付は行ないません。なお、取得申込みの受付は、原則として営業日の午後3時一までとし、当該受付時間を過ぎてのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2024年11月5日以降は、原則として午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とする予定です。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することがあります。

（省 略）

<訂正後>

（省 略）

(5) 当ファンドの受益権の取得申込みは、毎営業日に販売会社において受付けます。ただし、取得申込日がニューヨークの銀行もしくはニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、原則として受益権の取得申込みの受付は行ないません。なお、取得申込みの受付は、原則として営業日の午後3時30分までとし、当該受付時間を過ぎてのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することがあります。

（省 略）

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

（省 略）

(1) 受益者は、原則として毎営業日において、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。ただし、一部解約請求の申込日がニューヨークの銀行もしくはニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、原則として受益権の一部解約請求の受付は行ないません。なお、一部解約の実行の請求をする場合は、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として営業日の午後3時一までとし、当該受付時間を過ぎての一部解約の実行の請求は、翌営業日の取扱いとなります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2024年11月5日以降は、原則として午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とする予定です。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

（省 略）

<訂正後>

（省 略）

(1) 受益者は、原則として毎営業日において、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。ただし、一部解約請求の申込日がニューヨークの銀行もしくはニューヨーク

証券取引所の休業日と同日の場合には、原則として受益権の一部解約請求の受付は行ないません。

なお、一部解約の実行の請求をする場合は、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として営業日の午後3時30分までとし、当該受付時間を過ぎての一部解約の実行の請求は、翌営業日の取扱いとなります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(省 略)

第3【ファンドの経理状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」につきまして、以下の内容が追加されます。

<追加>

1【財務諸表】

PayPay投資信託インデックス 世界株式

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表の記載金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期中間計算期間（自令和6年7月17日 至令和7年1月16日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

中間財務諸表

【PayPay投資信託インデックス 世界株式】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第 1 期 (令和 6 年 7 月 16 日 現在)	第 2 期中間計算期間 (令和 7 年 1 月 16 日 現在)
資産の部		
流動資産		
預金	1,028,911	8,791,028
コール・ローン	5,496,003	3,809,444
投資信託受益証券	227,614,645	262,847,195
未収配当金	1,046,871	-
未収利息	4	18
流動資産合計	235,186,434	275,447,685
資産合計	235,186,434	275,447,685
負債の部		
流動負債		
未払金	-	4,850,811
未払解約金	1,502,436	1,056,632
未払受託者報酬	14,060	21,533
未払委託者報酬	31,571	48,401
流動負債合計	1,548,067	5,977,377
負債合計	1,548,067	5,977,377
純資産の部		
元本等		
元本	176,782,403	200,166,775
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ()	56,855,964	69,303,533
元本等合計	233,638,367	269,470,308
純資産合計	233,638,367	269,470,308
負債純資産合計	235,186,434	275,447,685

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第1期中間計算期間 (自 令和5年6月28日 至 令和5年12月27日)	第2期中間計算期間 (自 令和6年7月17日 至 令和7年1月16日)
営業収益		
受取配当金	514,231	2,058,924
受取利息	16,389	83,635
有価証券売買等損益	4,222,545	5,767,859
為替差損益	1,430,959	1,627,138
営業収益合計	3,322,206	6,283,280
営業費用		
支払利息	235	-
受託者報酬	3,708	21,533
委託者報酬	8,275	48,401
その他費用	661,619	128,283
営業費用合計	673,837	198,217
営業利益又は営業損失()	2,648,369	6,085,063
経常利益又は経常損失()	2,648,369	6,085,063
中間純利益又は中間純損失()	2,648,369	6,085,063
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	197,594	2,279,324
期首剰余金又は期首欠損金()	-	56,855,964
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,466,436	28,307,285
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,466,436	28,307,285
剰余金減少額又は欠損金増加額	319,187	24,224,103
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	319,187	24,224,103
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	3,598,024	69,303,533

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。
2．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4．収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 原則として、当該投資信託受益証券の分配落ち日において、当該収益分配金を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 (3) 為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
5．その他中間財務諸表作成のための重要な事項	(1) 外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。 (2) ファンドの中間計算期間 当ファンドの計算期間は原則として毎年7月16日から翌年7月15日までとしておりますが、第2期中間計算期間は前計算期間末日が休業日のため、令和6年7月17日から令和7年1月16日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第1期 (令和6年7月16日現在)	第2期中間計算期間 (令和7年1月16日現在)
1．当該計算期間末日における受益権の総数 176,782,403口	1．当該中間計算期間末日における受益権の総数 200,166,775口
2．「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 - 円	2．「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 - 円
3．1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) 1.3216円 (13,216円)	3．1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) 1.3462円 (13,462円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

	第1期中間計算期間 （自 令和5年6月28日 至 令和5年12月27日）	第2期中間計算期間 （自 令和6年7月17日 至 令和7年1月16日）
剰余金増加額・減少額 及び欠損金減少額・増加額	「中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」はそれぞれ剰余金減少額と増加額との純額を表示しております。	「中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」はそれぞれ剰余金減少額と増加額との純額を表示しております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第1期 （令和6年7月16日現在）	第2期中間計算期間 （令和7年1月16日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品については、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品については、原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の変動

項目	第1期 （自 令和5年6月28日 至 令和6年7月16日）	第2期中間計算期間 （自 令和6年7月17日 至 令和7年1月16日）
期首元本額	5,000,000円	176,782,403円
期中追加設定元本額	253,850,964円	103,270,423円
期中一部解約元本額	82,068,561円	79,886,051円

2【ファンドの現況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」につきまして、以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

【純資産額計算書】

2025年1月31日現在	
資産総額	284,999,479 円
負債総額	539,578 円
純資産総額（ - ）	284,459,901 円
発行済数量	208,186,946 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3664 円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

< 訂正前 >

(1) 資本金の額

2024年8月末日現在の資本金の額は金95百万円です。なお、発行可能株式総数は1,000,000株（普通株式500,000株、A種種類株式500,000株）であり、発行済株式総数は461,211株（普通株式251,787株、A種種類株式209,424株）です。

最近5年間における資本金の増減は以下の通りです。

2022年5月30日	資本金	145百万円に増資
2022年8月5日	資本金	500百万円に増資
2023年3月20日	資本金	95百万円に減資
2023年10月6日	資本金	230百万円に増資
2024年2月1日	資本金	95百万円に減資
2024年5月31日	資本金	195百万円に増資
2024年8月1日	資本金	95百万円に減資

（省略）

< 訂正後 >

(1) 資本金の額

2025年1月末日現在の資本金の額は金420百万円です。なお、発行可能株式総数は5,000,000株（普通株式500,000株、A種種類株式4,500,000株）であり、発行済株式総数は2,992,603株（普通株式384,954株、A種種類株式2,607,649株）です。

最近5年間における資本金の増減は以下の通りです。

2022年5月30日	資本金	145百万円に増資
2022年8月5日	資本金	500百万円に増資
2023年3月20日	資本金	95百万円に減資
2023年10月6日	資本金	230百万円に増資
2024年2月1日	資本金	95百万円に減資
2024年5月31日	資本金	195百万円に増資
2024年8月1日	資本金	95百万円に減資
2024年10月10日	資本金	165百万円に増資
2024年12月4日	資本金	95百万円に減資
2024年12月25日	資本金	420百万円に増資

（省略）

2【事業の内容及び営業の概況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況」につきまして、以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であるPayPayアセットマネジメント株式会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっております。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務、第二種金融商品取引業務を行なっております。

委託会社の運用する証券投資信託は2025年1月末日現在次の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	26	98,495
単位型株式投資信託	7	10,116
追加型公社債投資信託		
単位型公社債投資信託	1	941
合計	34	109,554

3【委託会社等の経理状況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」につきまして、以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

1．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 委託会社であるPayPayアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、財務諸表等規則第282条及び第306条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

(2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．監査証明について

委託会社は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（自2024年4月1日至2025年3月31日）に係る中間会計期間（自2024年4月1日至2024年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

区分	前事業年度 (2023年 3月31日現在)		当事業年度 (2024年 3月31日現在)	
	金 額		金 額	
	千円	千円	千円	千円
(資産の部)				
流動資産				
1 現金・預金		296,638		157,455
2 前払費用		33,317		27,594
3 未収委託者報酬		174,129		157,774
4 未収運用受託報酬		5,793		7,834
5 未収収益		-		1,320
6 未収還付法人税等		284		2,606
7 未収還付消費税等		5,986		-
8 その他		5,551		3,809
流動資産合計		521,700		358,395
固定資産				
1 有形固定資産		57,295		-
(1) 建物 *1	44,069		-	
(2) 器具備品 *1	13,225		-	
2 無形固定資産		4,578		-
(1) ソフトウェア	4,578		-	
3 投資その他の資産		136,927		72,695
(1) 投資有価証券	89,583		25,667	
(2) 出資金	173		173	
(3) 長期差入保証金	46,855		46,855	
(4) その他	315		-	
固定資産合計		198,801		72,695
資産合計		720,502		431,091
(負債の部)				
流動負債				
1 預り金		8,932		10,254
2 未払金		88,828		86,653
(1) 未払手数料	64,672		67,843	
(2) その他未払金	24,156		18,809	
3 関係会社未払金		4,477		6,864
4 関係会社短期借入金 *2		-		-
5 未払費用		36,335		33,238
6 未払法人税等		2,290		2,290
7 未払消費税等		-		1,366
8 賞与引当金		29,830		24,165
9 前受金		10,664		-
10 損害賠償引当金		11,526		-
流動負債合計		192,886		164,833
固定負債				
1 繰延税金負債		8,611		1,618
2 資産除去債務		23,719		23,743
3 その他		357		357
固定負債合計		32,688		25,719
負債合計		225,574		190,552
(純資産の部)				
株主資本				
1 資本金		95,000		95,000
2 資本剰余金				
(1) 資本準備金	648,213		778,212	
(2) その他資本剰余金	462,136		597,136	
資本剰余金合計		1,110,349		1,375,348
3 利益剰余金				
(1) その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	714,552		1,232,830	
利益剰余金合計		714,552		1,232,830
株主資本合計		490,796		237,518

評価・換算差額等				
(1) その他有価証券評価差額金	4,131		3,020	
評価・換算差額等合計		4,131		3,020
純資産合計		494,928		240,539
負債・純資産合計		720,502		431,091

(2) 【損益計算書】

区分	前事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)		当事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)	
	金額		金額	
	千円	千円	千円	千円
営業収益				
1 委託者報酬		787,743		751,933
2 運用受託報酬		33,180		33,474
3 投資助言報酬		35,651		24,332
4 その他営業収益		2,005		2,710
営業収益計		858,581		812,450
営業費用				
1 支払手数料		240,844		252,167
2 広告宣伝費		25,716		5,498
3 調査費		238,758		214,943
(1) 調査費	54,056		71,778	
(2) 委託調査費	184,701		143,165	
4 委託計算費		91,236		94,881
5 振替投信費		3,930		3,563
6 営業雑経費		15,353		20,084
(1) 通信費	8,481		9,493	
(2) 印刷費	2,295		6,023	
(3) 諸会費	2,434		2,347	
(4) その他	2,143		2,219	
営業費用計		615,840		591,139
一般管理費				
1 給与		427,335		448,648
(1) 役員報酬	36,772		37,464	
(2) 給与・手当	313,299		329,608	
(3) 賞与引当金繰入額	29,830		24,165	
(4) 賞与	7,797		10,248	
(5) その他報酬給料	39,635		47,162	
2 事務委託費		81,523		91,674
3 交際費		516		393
4 旅費交通費		4,662		5,469
5 租税公課		4,550		3,289
6 不動産賃借料		44,822		44,832
7 退職給付費用		5,831		6,339
8 福利厚生費		58,454		58,046
9 固定資産減価償却費		13,714		10,351
10 諸経費		23,907		26,813
一般管理費計		665,319		695,859
営業損失()		422,578		474,548
営業外収益				
1 受取配当金		120		913
2 投資有価証券償還益		1,034		12,389
3 投資有価証券評価益		96		107
4 雑収入		364		478
営業外収益計		1,616		13,889
営業外費用				
1 為替差損		15		34
2 事務過誤損失		1,927		206
3 支払利息		1,993		-
4 損害賠償引当金繰入額		11,526		-
5 損害賠償損失		-		8,152
営業外費用計		15,461		8,394
経常損失()		436,424		469,053
特別損失				
1 固定資産除却損 *1		0		-
2 減損損失 *2		-		53,340

特別損失計		0		53,340
税引前当期純損失()		436,424		522,393
法人税等				
1 法人税、住民税及び事業税	2,290		2,290	
2 法人税等調整額	547		6,406	
法人税等合計		1,742		4,116
当期純損失()		438,166		518,277

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	95,000	253,212	57,136	310,348	276,385	276,385
当期変動額						
新株の発行	405,000	395,001		395,001		
減資	405,000		405,000	405,000		
当期純損失（ ）					438,166	438,166
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	395,001	405,000	800,001	438,166	438,166
当期末残高	95,000	648,213	462,136	1,110,349	714,552	714,552

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合 計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	128,962	2,813	2,813	131,775
当期変動額				
新株の発行	800,001			800,001
減資	-			-
当期純損失（ ）	438,166			438,166
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		1,317	1,317	1,317
当期変動額合計	361,834	1,317	1,317	363,152
当期末残高	490,796	4,131	4,131	494,928

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	95,000	648,213	462,136	1,110,349	714,552	714,552
当期変動額						
新株の発行	135,000	129,999		129,999		
減資	135,000		135,000	135,000		
当期純損失（ ）					518,277	518,277
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	129,999	135,000	264,999	518,277	518,277
当期末残高	95,000	778,212	597,136	1,375,348	1,232,830	1,232,830

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合 計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	490,796	4,131	4,131	494,928
当期変動額				
新株の発行	264,999			264,999
減資	-			-
当期純損失（ ）	518,277			518,277
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		1,110	1,110	1,110
当期変動額合計	253,278	1,110	1,110	254,388
当期末残高	237,518	3,020	3,020	240,539

注記事項

（重要な会計方針）

1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物3～15年、器具備品3～15年です。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>損害賠償引当金 将来において発生する可能性がある損害賠償に備えるため、損失の見込額を計上しております。</p>
4 収益及び費用の計上基準	<p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 投資信託委託業務 投資信託委託業務においては、投資信託契約に基づき信託財産の運用指図等を行っております。 当該契約については、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。</p> <p>(2) 投資運用業務 投資運用業務においては、投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。 当該契約については、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。</p> <p>(3) 投資助言業務 投資助言業務においては、投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。 当該契約については、助言期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。</p>

（未適用の会計基準等）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）

「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日）

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）

(1) 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2025年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2023年3月31日現在)	当事業年度 (2024年3月31日現在)												
<p>*1 有形固定資産の減価償却累計額は、51,159千円です。</p> <p>*2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、親会社であるZホールディングス株式会社（現LINEヤフー株式会社）と極度貸付契約を締結しております。この契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。なお、2023年5月31日をもって極度貸付契約を終了しております。</p> <table> <tr> <td>極度額</td> <td>300,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>-千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>300,000千円</td> </tr> </table>	極度額	300,000千円	借入実行残高	-千円	差引額	300,000千円	<p>*1 -</p> <p>*2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、親会社であるZフィナンシャル株式会社と極度貸付契約を締結しております。この契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>極度額</td> <td>200,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>-千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>200,000千円</td> </tr> </table>	極度額	200,000千円	借入実行残高	-千円	差引額	200,000千円
極度額	300,000千円												
借入実行残高	-千円												
差引額	300,000千円												
極度額	200,000千円												
借入実行残高	-千円												
差引額	200,000千円												

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)																
<p>*1 固定資産除却損の内訳 器具備品 0千円</p> <p>*2 -</p>	<p>*1 -</p> <p>*2 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>場所</th> <th>種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務所・設備</td> <td>東京都千代田区</td> <td>建物・器具備品・ソフトウェア</td> <td>53,340千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(経緯) 上記資産につきまして、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスになっているため、帳簿価額全額を回収不能とし、減損損失として特別損失に計上しております。内訳は、以下のとおりであります。</p> <p>(減損損失の金額)</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>40,213千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>9,334千円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>3,792千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>53,340千円</td> </tr> </table> <p>(グルーピングの方法) 当社は投資信託委託・投資運用・投資助言業務等を営んでおります。基本的に全ての資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出すため、本社事務所の全資産を一つの単位としてグルーピングをしております。</p> <p>(回収可能価額の算定方法等) 資産グループの回収可能価額は使用価値を使用しておりますが、使用価値は将来キャッシュ・フローが見込まれないため零として評価しております。</p>	用途	場所	種類	金額	事務所・設備	東京都千代田区	建物・器具備品・ソフトウェア	53,340千円	建物	40,213千円	器具備品	9,334千円	ソフトウェア	3,792千円	合計	53,340千円
用途	場所	種類	金額														
事務所・設備	東京都千代田区	建物・器具備品・ソフトウェア	53,340千円														
建物	40,213千円																
器具備品	9,334千円																
ソフトウェア	3,792千円																
合計	53,340千円																

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	71,129	46,955	-	118,084
合計	71,129	46,955	-	118,084

2．配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	118,084	133,703	-	251,787
合計	118,084	133,703	-	251,787

（注）普通株式の発行済株式総数の増加133,703株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2．配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、短期的な運転資金確保の観点から、資金運用については短期的な預金等に限定しております。また、当社は親会社等からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、投資運用業及び投資助言業等からの債権であり、信用リスクに晒されておりますが、会社で定められた手順に従い管理しておりますので投資運用業者等の性格上そのリスクは軽微であると考えております。

営業債務である未払金、未払手数料、未払費用は、投資運用業及び投資助言業等の債務であり、会社で定められた手順に従い管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2023年3月31日現在）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（注）は、次表には含めておりません。また、短期間で決済されるため時価が簿価に近似する金融商品は、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	89,553	89,553	-
(2) 長期差入保証金	46,855	44,207	2,647

（注）市場価格のない株式等は次のとおりであり、上表には含めておりません。

区分	貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券（匿名組合出資金）	30
出資金	173

当事業年度（2024年3月31日現在）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（注）は、次表には含めておりません。また、短期間で決済されるため時価が簿価に近似する金融商品は、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	25,618	25,618	-
(2) 長期差入保証金	46,855	43,138	3,716

（注）市場価格のない株式等は次のとおりであり、上表には含めておりません。

区分	貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券（匿名組合出資金）	49
出資金	173

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年3月31日現在）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	89,553	-	89,553
資産計	-	89,553	-	89,553

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（2024年3月31日現在）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	25,618	-	25,618
資産計	-	25,618	-	25,618

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2023年3月31日現在）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	44,207	-	44,207
資産計	-	44,207	-	44,207

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

長期差入保証金

返還時期を見積ったうえ、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等で割り引いた現在価値により算出した価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（2024年3月31日現在）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	43,138	-	43,138
資産計	-	43,138	-	43,138

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

長期差入保証金

返還時期を見積ったうえ、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等で割り引いた現在価値により算出した価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

4. 金銭債権の償還予定額、有利子負債の返済予定額

(1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2023年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年内	5年超
現金・預金	296,638	-	-
未収委託者報酬	174,129	-	-
未収運用受託報酬	5,793	-	-
長期差入保証金	-	-	46,855

当事業年度（2024年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年内	5年超
現金・預金	157,455	-	-
未収委託者報酬	157,774	-	-
未収運用受託報酬	7,834	-	-
長期差入保証金	-	-	46,855

(2) 有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

当事業年度（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（2023年3月31日現在）

(単位：千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	82,859	76,237	6,622
小計	82,859	76,237	6,622
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	6,693	7,000	306
小計	6,693	7,000	306
合計	89,553	83,237	6,315

(注) 1. 取得原価の内訳

投資信託受益証券 83,237千円

当事業年度（2024年3月31日現在）

(単位：千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	22,711	18,000	4,711
小計	22,711	18,000	4,711
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	2,906	3,000	93
小計	2,906	3,000	93
合計	25,618	21,000	4,618

(注) 1. 取得原価の内訳

投資信託受益証券 21,000千円

2. 償還したその他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

種類	償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
投資信託受益証券	9,034	1,279	244
合計	9,034	1,279	244

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

種類	償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
投資信託受益証券	86,627	12,491	101
合計	86,627	12,491	101

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社では、確定拠出年金制度を採用しております。

2．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日）5,831千円、当事業年度（自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）6,339千円であります。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2023年 3月31日)	当事業年度 (2024年 3月31日)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	10,318	8,358
未払法定福利費	1,571	1,274
未払退職金	123	123
投資有価証券評価損	301	-
繰越欠損金	318,604	486,730
資産除去債務	8,204	8,212
繰延資産償却費	421	183
減損損失	-	12,589
損失補填引当金	3,986	-
その他	240	549
繰延税金資産小計	343,772	518,022
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	318,604	486,730
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	25,167	31,292
評価性引当額 小計（注1）	343,772	518,022
繰延税金資産合計	-	-
(繰延税金負債)		
資産除去債務に対応する除去費用	6,406	-
その他有価証券評価差額金	2,184	1,597
その他	20	20
繰延税金負債合計	8,611	1,618
繰延税金資産（負債）の純額	8,611	1,618

（注1）評価性引当額が174,250増加しております。この増加の主な要因は、繰越欠損金に係る将来減算一時差異の増加168,126千円に伴うものであります。

（注2）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2023年 3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（注1）	-	-	-	-	-	318,604	318,604
評価性引当額	-	-	-	-	-	318,604	318,604
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（注1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金（1）	-	-	-	-	-	486,730	486,730
評価性引当額	-	-	-	-	-	486,730	486,730
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 （2023年3月31日）	当事業年度 （2024年3月31日）
法定実効税率	34.59 %	34.59 %
（調整）		
住民税均等割額	0.52 %	0.44 %
評価性引当額の増減額	34.46 %	33.36 %
その他	0.00 %	0.01 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.40 %	0.79 %

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1．当該資産除去債務の概要

不動産賃借契約に基づく本社オフィスの退去時における原状回復費

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主として取得から15年と見積り、使用見込期間に対応した割引率として国債の利回りを使用して資産除去債務金額を計算しております。

3．当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 （2023年3月31日現在）	当事業年度 （2024年3月31日現在）
期首残高	23,695千円	23,719千円
時の経過による調整額	23千円	23千円
期末残高	23,719千円	23,743千円

（収益認識関係）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	前事業年度 （自2022年4月1日 至2023年3月31日）	当事業年度 （自2023年4月1日 至2024年3月31日）
投資信託委託業務	787,743千円	751,933千円
投資運用業務	33,180千円	33,474千円
投資助言業務	35,651千円	24,332千円
その他	2,005千円	2,710千円
顧客との契約から生じる収益	858,581千円	812,450千円

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）の「4 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

契約負債の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日現在)	当事業年度 (2024年3月31日現在)
前受金(期首残高)	32,119千円	10,664千円
前受金(期末残高)	10,664千円	-千円

契約負債は、主に、投資顧問契約及び私募の取扱契約における顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首の契約負債残高に含まれていた額は、10,664千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

当社は、アセット・マネジメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、一部営業収益の10%以上を占める投資信託があるものの、委託者報酬を最終的に負担する受益者は制度上把握していないため、記載を省略しております。

運用受託報酬・投資助言報酬・その他営業収益については、営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、一部営業収益の10%以上を占める投資信託があるものの、委託者報酬を最終的に負担する受益者は制度上把握していないため、記載を省略しております。

運用受託報酬・投資助言報酬・その他営業収益については、営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社は、アセット・マネジメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主(会社等に限る。)等

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Zホールディングス株式会社 (現LINEヤフー株式会社)	東京都千代田区	247,094	情報提供 サービス業等	(被所有) 間接 50.1	極度貸付契約 の締結	資金の借入 資金の返済 支払利息(注2)	240,000 170,000 1,631	関係会社短期借入金 未払利息	- -
親会社	Zフィナンシャル株式会社	東京都千代田区	36,216	グループ会社の経営管理	(被所有) 直接 50.1	増資の引受	増資(注3) 増資(注4)	50,097 350,695	-	-
その他の関係会社	アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区	2,000	金融商品取引業	(被所有) 直接 49.9	増資の引受 出向の受入	増資(注4)	349,304	-	-
その他の関係会社	アストマックス株式会社(注1)	東京都品川区	2,013	総合エネルギー事業	(被所有) 直接 49.9	役員の兼務、 業務委託 増資の引受 極度貸付契約 の締結	業務委託料 (注5) 資金の借入 資金の返済 支払利息(注2) 増資(注3)	1,276 70,000 140,000 361 49,903	関係会社短期借入金 未払利息	- - - -

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) アストマックス株式会社は、当社株式を2022年8月1日に売却したことにより、関連当事者に該当しないこととなっております。このため、取引金額には関連当事者であった期間の金額、議決権の所有(被所有)割合及び期末残高には関連当事者に該当しなくなった時点の数値及び金額を記載しております。

(注2) 借入金の金利は、市場金利を勘案して決定しております。

(注3) 当社の行った株主割当増資を1株当たり17,609円で引き受けたものであります。

(注4) 当社の行った株主割当増資を1株当たり16,959円で引き受けたものであります。

(注5) 業務委託料については、委託業務の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Zフィナンシャル株式会社	東京都千代田区	36,604	グループ会社の経営管理	(被所有) 直接 76.6	増資の引受 極度貸付契約 の締結	増資(注1)	264,999	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の行った株主割当増資を1株当たり1,982円で引き受けたものであります。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
財務諸表作成会社と同一の親会社をもつ会社	株式会社 Magne-Max Capital Management (注1)	大阪府大阪市	95	投資助言業	-	役員の兼務、 投資顧問契約の 締結	投資顧問料 (注2)	32,205	未払費用	-
その他の関係会社の子会社	アストマックス・ファンド・マネジメント株式会社 (注3)	東京都品川区	0.2	アセットマネジメント 事業	-	投資顧問契約、 私募の取扱契約 の締結	投資顧問料 私募取扱手数料 (注4)	12,283 670	前受金	17,870

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社は、2023年2月1日付で株式会社Magne-Max Capital Managementより同社が当社を顧客として営む投資助言事業全ての譲渡を受けました。そのため、取引金額は取引のあった期間（2022年4月から2023年2月）の取引金額を、期末残高は譲渡実行月の残高（2023年2月）を記載しております。

(注2) 投資顧問料については、投資顧問契約の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

(注3) アストマックス・ファンド・マネジメント株式会社の親会社であるアストマックス株式会社が当社株式を2022年8月1日に売却したことにより、関連当事者に該当しないこととなっております。このため、取引金額には関連当事者であった期間の金額、議決権の所有(被所有)割合及び期末残高には関連当事者に該当しなくなった時点の数値及び金額を記載しております。

(注4) 投資顧問料及び私募取扱手数料については、投資顧問契約及び私募の取扱契約の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ソフトバンクグループ株式会社（東京証券取引所に上場）

ソフトバンクグループジャパン株式会社（非上場）

ソフトバンク株式会社（東京証券取引所に上場）

NAVER株式会社（韓国取引所に上場）

Aホールディングス株式会社（非上場）

LINEヤフー株式会社（東京証券取引所に上場）

Zフィナンシャル株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（ 1 株当たり情報 ）

	前事業年度 （自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日）	当事業年度 （自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日）
1株当たり純資産額	4,191円32銭	955円33銭
1株当たり当期純損失金額（ ）	4,257円48銭	2,830円43銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-	-
	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注1）1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （2023年 3月 31日現在）	当事業年度 （2024年 3月 31日現在）
純資産の部の合計額	494,928千円	240,539千円
普通株式に係る期末の純資産額	494,928千円	240,539千円
普通株式の発行済株式数	118,084株	251,787株
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	118,084株	251,787株

（注2）1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日）	当事業年度 （自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日）
当期純損失金額（ ）	438,166千円	518,277千円
普通株式に係る当期純損失金額（ ）	438,166千円	518,277千円
普通株式の期中平均株式数	102,917株	183,109株

（ 重要な後発事象 ）

（ 重要な新株の発行 ）

1. 当社は、2024年 5月 21日開催の臨時取締役会及び2024年 5月 28日開催の臨時株主総会において、既存株主を割当先とする新株式の発行を行うことについて決議し、2024年 5月 31日付で払込を完了いたしました。
2. 増資の概要

（ 1 ）払込期日	2024年5月31日
（ 2 ）発行新株式数	A種種類株式209,424株
（ 3 ）発行価額	1株につき 955円
（ 4 ）資本組入額	1株につき 477.5円
（ 5 ）発行価額の総額	199,999千円
（ 6 ）割当先	Zフィナンシャル株式会社（209,424株）
（ 7 ）資金使途	財務体質の強化

（ 資本金の額の減少 ）

当社は、2024年6月12日開催の取締役会において、2024年 6月 28日開催の定時株主総会に資本金の額の減少について付議することを決議いたしました。

1. 資本金の額の減少の目的

当社は、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性と機動性を確保することを目的として、会社法第447条第 1 項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものです。

2. 資本金の額の減少の内容

払戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の一部を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

減少する資本金の額	:100,000千円
増加するその他資本剰余金の額	:100,000千円
減少後の資本金の額	: 95,000千円

3. 資本金の額の減少の日程

(1) 取締役会決議日	2024年6月12日
(2) 株主総会決議日	2024年6月28日(予定)
(3) 債権者異議申述公告日	2024年6月26日(予定)
(4) 債権者異議申述最終期日	2024年7月26日(予定)
(5) 効力発生日	2024年8月1日(予定)

中間財務諸表

(中間貸借対照表)

科目	第23期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)	
	金額	
	千円	千円
(資産の部)		
流動資産		
1 現金・預金		99,902
2 前払費用		25,774
3 未収委託者報酬		142,449
4 未収運用受託報酬		14,477
5 未収収益		1,320
6 未収還付消費税等		2,322
7 未収還付法人税等		596
8 その他		4,445
流動資産合計		291,288
固定資産		
1 投資その他の資産		57,508
(1) 投資有価証券	10,480	
(2) 出資金	173	
(3) 長期差入保証金	46,855	
固定資産合計		57,508
資産合計		348,796
(負債の部)		
流動負債		
1 預り金		7,481
2 未払金		87,394
(1) 未払手数料	67,377	
(2) その他未払金	20,016	
3 関係会社未払金		8,126
4 未払費用		20,868
5 未払法人税等		1,145
6 賞与引当金		13,772
流動負債合計		138,738
固定負債		
1 資産除去債務		23,755
2 繰延税金負債		521
3 その他		357
固定負債合計		24,633
負債合計		163,372
(純資産の部)		
株主資本		
1 資本金		95,000
2 資本剰余金		
(1) 資本準備金	878,212	
(2) その他資本剰余金	697,136	
資本剰余金合計		1,575,348
3 利益剰余金		
(1) その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,485,870	
利益剰余金合計		1,485,870
株主資本合計		184,478
評価・換算差額等		
1 その他有価証券評価差額金		946
評価・換算差額等合計		946
純資産合計		185,424
負債・純資産合計		348,796

(中間損益計算書)

科目	第23期中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)	
	金額	
	千円	千円
営業収益		
1 委託者報酬		327,940
2 運用受託報酬		16,985
3 その他営業収益		2,400
営業収益計		347,326
営業費用		
1 支払手数料		123,459
2 広告宣伝費		1,378
3 調査費		94,687
(1) 調査費	40,696	
(2) 委託調査費	53,991	
4 委託計算費		47,852
5 振替投信費		1,399
6 営業雑経費		12,586
(1) 通信費	4,650	
(2) 印刷費	3,251	
(3) 諸会費	1,706	
(4) その他	2,977	
営業費用計		281,363
一般管理費		
1 給料		210,759
(1) 役員報酬	18,906	
(2) 給料・手当	145,346	
(3) 賞与引当金繰入額	13,989	
(4) 賞与	3,681	
(5) その他報酬給料	28,836	
2 事務委託費		42,551
3 交際費		95
4 旅費交通費		4,378
5 租税公課		1,674
6 不動産賃借料		22,420
7 退職給付費用		2,362
8 福利厚生費		23,532
9 諸経費		13,402
一般管理費計		321,179
営業損失		255,217
営業外収益		
1 受取配当金		192
2 投資有価証券償還益		3,195
3 為替差益		16
4 その他		59
営業外収益計		3,464
営業外費用		
1 投資有価証券評価損		76
2 事務過誤損失		66
営業外費用計		142
経常損失		251,895
税引前中間純損失		251,895
法人税、住民税及び事業税		1,145
法人税等調整額		-
中間純損失		253,040

(中間株主資本等変動計算書)

第23期中間会計期間（自2024年4月1日 至2024年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	95,000	778,212	597,136	1,375,348	1,232,830	1,232,830
当中間期変動額						
新株の発行	100,000	99,999		99,999		
減資	100,000		100,000	100,000		
中間純損失（ ）					253,040	253,040
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)						
当中間期変動額合計	-	99,999	100,000	199,999	253,040	253,040
当中間期末残高	95,000	878,212	697,136	1,575,348	1,485,870	1,485,870

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	237,518	3,020	3,020	240,539
当中間期変動額				
新株の発行	199,999			199,999
減資				
中間純損失（ ）	253,040			253,040
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)		2,074	2,074	2,074
当中間期変動額合計	53,040	2,074	2,074	55,114
当中間期末残高	184,478	946	946	185,424

注記事項

（継続企業の前提に関する事項）

当社は、2024年10月11日開催の取締役会において、2025年9月末を目途とした事業の終了予定を決議しました。なお、当社は、当中間会計期間末（2024年9月30日）時点においても、2024年12月25日時点においても、会社の清算を決定しておりませんが、事業の終了予定を決定したことから、継続企業であることを前提として中間財務諸表を作成することは適切でないと認識しております。しかし、我が国には継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切ではない場合の代替的な会計基準が整備されていないことから、継続企業を前提として中間財務諸表を作成しております。

（重要な会計方針）

1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2 引当金の計上基準	<p>賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。</p>
3 収益及び費用の計上基準	<p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 投資信託委託業務 投資信託委託業務においては、投資信託契約に基づき信託財産の運用指図等を行っております。 当該契約については、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。</p> <p>(2) 投資運用業務 投資運用業務においては、投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。 当該契約については、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しています。</p>

（中間貸借対照表関係）

該当事項はありません。

（中間損益計算書関係）

該当事項はありません。

（中間株主資本等変動計算書関係）

第23期中間会計期間（自2024年4月1日 至2024年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	251,787	-	-	251,787
A種種類株式	-	209,424	-	209,424

1. 当社は、2024年5月21日開催の臨時取締役会及び2024年5月28日開催の臨時株主総会において、既存株主を割当先とする新株式の発行を行うことについて決議し、2024年5月31日付で払込を完了いたしました。

2. 増資の概要

(1) 払込期日	2024年5月31日
(2) 発行新株式数	A種種類株式209,424株
(3) 発行価額	1株につき 955円
(4) 資本組入額	1株につき 477.5円
(5) 発行価額の総額	199,999千円
(6) 割当先	Zフィナンシャル株式会社（209,424株）
(7) 資金使途	財務体質の強化

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(金融商品関係)

第23期中間会計期間末（2024年9月30日現在）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（注）は、次表に含めておりません。また、短期間で決済されるため時価が簿価に近似する金融商品は、記載を省略しております。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	10,446	10,446	-
(2) 長期差入保証金	46,855	42,862	3,992

(注) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、上表には含めておりません。

区分	中間貸借対照表計上額(千円)
投資有価証券(匿名組合出資金)	33
出資金	173

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

第23期中間会計期間末（2024年9月30日現在）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	10,446	-	10,446
資産計	-	10,446	-	10,446

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(2)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

第23期中間会計期間末（2024年9月30日現在）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	42,862	-	42,862
資産計	-	42,862	-	42,862

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

長期差入保証金

返還時期を見積ったうえ、将来キャッシュフローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算出した価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第23期中間会計期間末（2024年9月30日現在）

1. その他有価証券

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(注)	8,545	7,000	1,545
小計	8,545	7,000	1,545
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(注)	1,901	2,000	98
小計	1,901	2,000	98
合計	10,446	9,000	1,446

(注) 1. 投資信託受益証券であります。

2. 市場価格のない株式等（匿名組合出資金（中間貸借対照表計上額33千円）及び出資金（中間貸借対照表計上額173千円））は、上表には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

第23期中間会計期間（自2024年4月1日 至2024年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1．当該資産除去債務の概要

不動産賃借契約に基づく本社オフィスの退去時における原状回復費

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主として取得から退去日までと見積り、使用見込期間に対応した割引率として国債の利回りを使用して資産除去債務金額を計算しております。

3．当該資産除去債務の総額の増減

	第23期中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)
期首残高	23,743千円
時の経過による調整額	11千円
中間期末残高	23,755千円

（収益認識関係）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

第23期中間会計期間（自2024年4月1日 至2024年9月30日）

	第23期中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)
投資信託委託業務	327,940千円
投資運用業務	16,985千円
その他	2,400千円
顧客との契約から生じる営業収益	347,326千円

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第23期中間会計期間（自2024年4月1日 至2024年9月30日）

当社は、アセット・マネジメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

第23期中間会計期間（自2024年4月1日 至2024年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

当社は、有形固定資産を計上していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、一部営業収益の10%以上を占める投資信託があるものの、報酬を最終的に負担する受益者は制度上把握していないため、記載を省略しております。

運用受託報酬・その他営業収益については、営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	第23期中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)
1株当たり純資産額	736円43銭
1株当たり中間純損失金額()	1,004円98銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	-
	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式は存在しないため記載していません。

(注1) 1株当たり純資産の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	第23期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)
純資産の部の合計額	185,424千円
純資産の部の合計額から控除する金額	-
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額	185,424千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数	251,787株

(注2) 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	第23期中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)
中間純損失金額()	253,040千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失金額()	253,040千円
普通株式の期中平均株式数	251,787株

(重要な後発事象)

(重要な新株の発行)

- 当社は、2024年10月2日開催の臨時取締役会及び2024年10月8日開催の臨時株主総会において、既存株主を割当先とする新株式の発行を行うことについて決議し、2024年10月10日付で払込を完了いたしました。

2. 増資の概要

(1) 払込期日	2024年10月10日
(2) 発行新株式数	A種種類株式282,258株
(3) 発行価額	1株につき 496円
(4) 資本組入額	1株につき 248円
(5) 発行価額の総額	139,999千円
(6) 割当先	Zフィナンシャル株式会社(282,258株)
(7) 資金用途	財務体質の強化

3. 当社は、2024年12月13日開催の臨時取締役会、2024年12月19日開催の臨時株主総会、普通種類株主総会及びA種種類株主総会の決議において、既存株主を割当先とする新株式の発行を行うことについて決議し、2024年12月25日付で払込を行う予定です。

4. 増資の概要

(1) 払込期日	2024年12月25日
(2) 発行新株式数	普通株式133,167株 A種種類株式2,115,967株
(3) 発行価額	1株につき 289円
(4) 資本組入額	1株につき 114円
(5) 発行価額の総額	649,999千円
(6) 割当先	アセットマネジメントOne株式会社(2,249,134株)
(7) 資金用途	財務体質の強化

(資本金の額の減少)

当社は、2024年10月21日開催の取締役会において、資本金の額の減少を行うことを決議し、2024年11月8日、会社法第319条第1項に基づく書面決議による臨時株主総会の承認を受けております。

1. 資本金の額の減少の目的

当社は、事業規模に応じた適切な税制の適用を通じて、財務体質の改善をはかることを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものです。

2. 資本金の額の減少の内容

払戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の一部を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

減少する資本金の額 : 70,000千円

増加するその他資本剰余金の額 : 70,000千円

減少後の資本金の額 : 95,000千円

3. 資本金の額の減少の日程

(1) 取締役会決議日	2024年10月21日
(2) 株主総会決議日	2024年11月8日
(3) 債権者異議申述公告日	2024年10月31日
(4) 債権者異議申述最終期日	2024年12月2日
(5) 効力発生日	2024年12月4日

5【その他】

<訂正前>

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は、2023年11月28日開催の取締役会並びに2023年12月15日開催の臨時株主総会決議に基づき、2024年2月1日を効力発生日として減資を行ないました。当該減資の結果、資本金は95百万円となりました。資本金の額の減少額全額は、その他資本剰余金に計上いたしました。

委託会社は、定款について2024年5月28日付けで下記の通り変更を行いました。なお、委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

・普通株式とは異なる種類の株式での資金調達に備えるため、新たに種類株式としてA種種類株式を発行するための規定の整備。

委託会社は、2024年5月21日開催の臨時取締役会並びに2024年5月28日開催の臨時株主総会決議に基づき、第三者割当増資を実施し、2024年5月31日に払込が完了いたしました。当該第三者割当増資の結果、資本金は195,000千円、資本準備金は878,212千円となりました。

委託会社は、2024年6月12日開催の臨時取締役会並びに2024年6月28日日開催の定時株主総会決議に基づき、2024年8月1日を効力発生日として減資を行ないました。当該減資の結果、資本金は95百万円となりました。資本金の額の減少額全額は、その他資本剰余金に計上いたしました。

(省 略)

<訂正後>

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は、2024年10月2日開催の臨時取締役会並びに2024年10月8日開催の臨時株主総会及びA種種類株主総会決議に基づき、第三者割当増資を実施し、2024年10月10日に払込が完了いたしました。当該第三者割当増資の結果、資本金は165,000千円、資本準備金は948,212千円となりました。

委託会社は、2024年10月21日開催の臨時取締役会並びに2024年11月8日開催の臨時株主総会決議に基づき、2024年12月4日を効力発生日として減資を行ないました。当該減資の結果、資本金は95百万円となりました。資本金の額の減少額全額は、その他資本剰余金に計上いたしました。

委託会社は、定款について2024年12月19日付けで下記の通り変更を行いました。なお、委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

・発行可能株式総数増加のための変更（募集株式の発行等、今後の資本政策の実行に備えるため）

委託会社は、2024年12月13日開催の臨時取締役会並びに2024年12月19日開催の臨時株主総会及び普通種類株主総会並びにA種種類株主総会決議に基づき、第三者割当増資を実施し、2024年12月25日に払込が完了いたしました。当該第三者割当増資の結果、資本金は420,000千円、資本準備金は1,273,212千円となりました。

(省 略)

第2【その他の関係法人の概況】

<訂正前>

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) みずほ信託銀行株式会社（「受託会社」）

資本金の額

2024年3月末日現在、247,369百万円

（省略）

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2024年3月末日現在）

（省略）

(2) 販売会社

（資本金の額は2024年3月末日現在）

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
PayPay銀行株式会社	72,216	「銀行法」に基づき銀行業を営んでいます。
PayPay証券株式会社	100	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
みずほ信託銀行株式会社	資本金の額は(1)、事業の内容は(1)をご参照ください。	

（省略）

<訂正後>

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) みずほ信託銀行株式会社（「受託会社」）

資本金の額

2024年9月末日現在、247,369百万円

（省略）

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2024年9月末日現在）

（省略）

(2) 販売会社

（資本金の額は2024年9月末日現在）

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
PayPay銀行株式会社	72,216	「銀行法」に基づき銀行業を営んでいます。
PayPay証券株式会社	100	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
みずほ信託銀行株式会社	資本金の額は(1)、事業の内容は(1)をご参照ください。	

（省略）

独立監査人の中間監査報告書

令和7年3月24日

PayPayアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 百瀬和政
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPayPay投資信託インデックス 世界株式の令和6年7月17日から令和7年1月16日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、PayPay投資信託インデックス 世界株式の令和7年1月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和6年7月17日から令和7年1月16日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、PayPayアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

PayPayアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2024年6月21日

PayPayアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

百

瀬

和

政

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているPayPayアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PayPayアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月25日

PayPayアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

百

瀬

和

政

業務執行社員

否定的意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているPayPayアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、「否定的意見の根拠」に記載した事項の中間財務諸表に及ぼす重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、PayPayアセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示していないものと認める。

否定的意見の根拠

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2024年10月11日開催の取締役会において、2025年9月末を目途とした事業の終了予定を決定しており、継続企業の前提が成立していない。このような状況にもかかわらず上記の中間財務諸表は、継続企業を前提として作成されている。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、否定的意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 . 上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。